

【改正】令和6年度の「紹介手数料の実績」は、
令和7年4月1日(火)以降に「人材サービス総合サイト」に入力して下さい

職業紹介事業者の皆様、紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります。令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます。

■主な変更点

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください

※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(*) 常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

※ 詳細は、下の記載をお読みください。

■職業紹介事業者向けリーフレット

「紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります」

■厚生労働省運営

「人材サービス総合サイト」